

鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、地域運営組織を組織する団体の活動及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域運営組織

地区公民館の設置区域を単位とし、地域住民や各種団体等が身近な課題解決に向けた取組を行うことを目的として組織された団体をいう。

(2) 地域コミュニティ計画

地域運営組織が地域のコミュニティ活動等の活性化を図るために地区公民館の設置区域を対象範囲として策定する、地域づくりの目標や課題解決に向けた取組等を盛り込んだ計画をいう。

(3) 協働のまちづくり支援宣言

地域コミュニティ計画に基づいて協働のまちづくりを進める地域運営組織に対して市長が支援を宣言したことをいう。

(4) 協働による芝生化

地域運営組織が実施主体となり、市がそれを支援する低コストの芝生化をいう。

(交付対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付対象経費は、それぞれ別表で定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は除く。

(交付対象者)

第5条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織とする。ただし、別表のうち協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を活用する場合は、組織の一部が鳥取市公民館条例施行規則（昭和45年鳥取市教育委員会規則第1号）第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。

(交付対象期間)

第6条 本交付金の交付の対象となる期間は、本交付金の交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付金の算定等)

第7条 本交付金の額は、別表で定めるところにより、交付対象事業に係る交付対象経費に交付率を乗じて得た額以内で算定し、限度額及び予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 規則第4条の規定による本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表に掲げる事業のうち、地域運営組織運営助成事業、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業及び協働による芝生化推進事業にあっては様式第1号、協働のまちづくり一括交付助成事業及び協働のまちづくり一括交付特別助成事業にあっては様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(概算払)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告は、交付対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は本交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表に掲げる事業のうち、地域運営組織運営助成事業、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業及び協働による芝生化推進事業にあっては様式第3号、協働のまちづくり一括交付助成事業及び協働のまちづくり一括交付特別助成事業にあっては様式第4号によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施計画書
(地域運営組織運営助成事業・協働のまちづくり助成事業
協働のまちづくり特別助成事業・協働による芝生化推進事業)

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地 区 公民館名	地区公民館
協働のまちづくり支援宣言を受けた日		年 月 日	

2 事業計画

事業名			
実施場所			
事業内容	事業目的 及び効果		
	実施期間	年 月 日	年 月 日
	具体的 な内容		
	その他 特 筆 すべき 事 項		

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支予算

①収入の部

費　目	金　額　(円)	内　訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

費　目	金　額　(円)	内　訳
合　計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

様式第2号（第8条関係）

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施計画書
(協働のまちづくり一括交付助成事業・協働のまちづくり一括交付特別成事業)

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地 区 公民館名	
協働のまちづくり支援宣言を受けた日		年 月 日	

2 事業計画

計画事業数	
実施期間	

計画事業1

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	

計画事業 2

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	

計画事業 3

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	

※事業内容は、事業ごとに時系列順に記入してください。

※事業概要がわかる資料があれば添付してください。

※計画事業の数に応じて、様式をコピーして記入してください。

4 収支予算

①収入の部

費　目	金　額　(円)	内　訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

事業計画名	金　額　(円)	内　訳
合　計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

様式第3号（第12条関係）

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施報告書
(地域運営組織運営助成事業・協働のまちづくり助成事業
協働のまちづくり特別助成事業・協働による芝生化推進事業)

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号 () -	地区公民館

2 事業実績

事業名	
実施場所	
事業目的 及び効果	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容 具体的 な内容	
その他 特筆 すべき 事項	(参加者の反響など)

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支決算

①収入の部

費　目	金　額　(円)	内　訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

費　目	金　額　(円)	内　訳
合　計		

※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。

様式第4号（第12条関係）

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施報告書
(協働のまちづくり一括交付助成事業・協働のまちづくり一括交付特別助成事業)

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		地 区 公民館名	

2 事業実績

実施事業数	
実施期間	

実施事業1

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

実施事業 2

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

実施事業 3

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

※事業内容は、事業ごとに時系列順に記入してください。

※事業概要がわかる資料があれば添付してください。

※実施事業の数に応じて、様式をコピーして記入してください。

4 収支決算

①収入の部

費　目	金　額（円）	内　訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

実施事業名	金　額（円）	内　訳
合　計		

※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。

※ 経費内訳のわかる資料を添付してください。

※ 事業実施工程・全体が把握できるように写真を複数枚添付してください。

(案)

別表（第4条関係）

事業名	交付対象事業内容	交付対象経費	交付率	限度額	摘要
1 地域運営組織運営助成事業	地域運営組織の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業 (1) 組織運営のための勉強会や情報提供 (2) その他組織運営につながる事業	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	5万円	同一年度内に本事業と協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。
2 協働のまちづくり助成事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	4/5 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	40万円	同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別助成事業、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。

3 協働のまちづくり特別助成事業	<p>地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいづれかに該当する事業</p> <p>(1) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業</p> <p>(2) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業</p> <p>(3) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	80万円	<p>1 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり特別助成事業を重ねて受けることはできない。</p> <p>2 本事業は、会計年度任用職員に替えて事業費支援を選択した地域運営組織を対象とする。</p>													
4 協働のまちづくり一括交付助成事業	<p>地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図るため、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進することを目的に実施する次のいづれかに該当する事業</p> <p>(1) 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって、身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく活動・事業</p> <p>(2) 地域の実態(地域課題)に応じた地域コミュニティの維持や活性化、人材育成及び地域のつながりづくりを目的とした教育活動</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (算出方法は摘要のとおり)	101万 ～103 万2千円	<p>1 限度額は次のとおりとする。 935千円に次の拠点運営費を合わせた金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点運営費</th> <th>当該設置区域の世帯数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 499</td> <td>75 千円</td> </tr> <tr> <td>500～ 999</td> <td>83 千円</td> </tr> <tr> <td>1,000～1,999</td> <td>86 千円</td> </tr> <tr> <td>2,000～2,999</td> <td>90 千円</td> </tr> <tr> <td>3,000～</td> <td>97 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 同一年度内に本事業と地域運営組織運営助成事業、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。</p>	拠点運営費	当該設置区域の世帯数	金額	～ 499	75 千円	500～ 999	83 千円	1,000～1,999	86 千円	2,000～2,999	90 千円	3,000～	97 千円
拠点運営費	当該設置区域の世帯数	金額																
～ 499	75 千円																	
500～ 999	83 千円																	
1,000～1,999	86 千円																	
2,000～2,999	90 千円																	
3,000～	97 千円																	

5 協働のまちづくり一括交付特別助成事業	<p>地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図るため、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進することを目的に実施する次のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって、身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく活動・事業</p> <p>(2) 地域の実態（地域課題）に応じた地域コミュニティの維持や活性化、人材育成及び地域のつながりづくりを目的とした教育活動</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	<p>10 / 10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>141万 ～143 万2千円 (算出方法は摘要のとおり)</p>	<p>1 本事業は、会計年度任用職員に替えて事業費支援を選択した地域運営組織を対象とする。</p> <p>2 限度額は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>1, 335千円</td><td>に次の拠点運営費を合せた金額とする。</td></tr> <tr><td>当該設置区域の世帯数</td><td>金額</td></tr> <tr><td>～ 499</td><td>75 千円</td></tr> <tr><td>500～ 999</td><td>83 千円</td></tr> <tr><td>1, 000～1, 999</td><td>86 千円</td></tr> <tr><td>2, 000～2, 999</td><td>90 千円</td></tr> <tr><td>3, 000～</td><td>97 千円</td></tr> </table> <p>3 同一年度内に本事業と地域運営組織運営助成事業、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業又は協働のまちづくり一括交付助成事業を重ねて受けることはできない。</p>	1, 335千円	に次の拠点運営費を合せた金額とする。	当該設置区域の世帯数	金額	～ 499	75 千円	500～ 999	83 千円	1, 000～1, 999	86 千円	2, 000～2, 999	90 千円	3, 000～	97 千円
1, 335千円	に次の拠点運営費を合せた金額とする。																		
当該設置区域の世帯数	金額																		
～ 499	75 千円																		
500～ 999	83 千円																		
1, 000～1, 999	86 千円																		
2, 000～2, 999	90 千円																		
3, 000～	97 千円																		
6 協働による芝生化推進事業	<p>地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき協働による芝生化を実施する事業</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	<p>10 / 10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>40 万円</p>	<p>1 本事業は、1施工個所につき初年度の1回を限度として交付する。</p> <p>2 地域運営組織による芝生の施工管理について地域コミュニティ計画に定められ、当該計画に基づき実施される事業について対象とする。</p> <p>3 芝生化する施設については、市有地の施設とする。ただし、施工予定施設の所有者から芝生化の許可を受けている場合については、この限りでない。</p> <p>4 事業完了時には、作業状況、利用状況等の経過を適時（おおむね1か月おき）写真により記録したものを作成すること。</p>														